

建築士事務所協会報

Topics：令和元年度日事連建築賞 受賞
：健康経営について～働き方改革との両輪で～

11
NOV 2019
VOL. 448

一般社団法人
広島県建築士事務所協会
Hiroshima Association of Architectural Firms





(写真提供) 野村和慎

令和元年度 日事連建築賞優秀賞受賞作品

岩国のアトリエ

《建築概要》

発注者：米本宏二郎（画家）

設計者：向山徹建築設計事務所
向山徹 衛藤翔平

施工者：久良工務店
久良大作 黒瀬規公 沖本克則

所在地：山口県岩国市

構造規模：アトリエ棟（木造平屋建て）
住居棟（木造2階建て）

敷地面積：473.48㎡

延床面積：146.95㎡

設計期間：2013年4月～2016年3月

施工期間：2016年4月～2017年3月

受賞歴：2019日本建築学会作品選
2018日本建築士会連合会奨励賞

《設計趣旨》

収蔵庫を含む画家のアトリエと展示室、および住居の計画である。敷地周辺は、古い瓦屋根と板壁・土壁の家がまだ残る集落であった。画家である建主は、自分が住むあるいは過ごす建築は、可能な限り土や木、石などの自然素材で作り出したいという想いをもち、建築を手がけた大工は、土と木による木組みの建築を信念として作り続けていた。

この人々の想いや周囲の環境から、「金物に頼らない木の架構と仕口・継ぎ手、土壁による構造体」を構築することとした。画家の絵は、「ただ、そこにある」（画家）という言葉に導かれ、絵具という素材がキャンパスの縁まで乗せられ、木枠の中にわずかな隙間をあけて、絵具の塊として存在していた。その塊を受ける壁には、やはり厚みを持った質感が求められた。質感を現すのは人の手によって丹念に塗り重ねられた土と厚みを見せるディテール、その上に注がれる天空の光である。木と土によって築かれた構造体が、絵の背景となり、かつ絵の具の塊と一体化する。

森に佇み、大地に伏せるふたつの自立した建築のかたちと木と土による密実な構造体が、周囲の自然や環境と心地よく響き合い、彩り豊かな日々の生活と創造の場が末永く育まれてゆくことを願っている。



向山徹（設計担当）



衛藤翔平（設計担当・元所員）



久良大作（施工担当）

所 属：向山徹建築設計事務所
連絡先：〒731-3167 広島市安佐南区大塚西3-2-3-404 TEL：090-4572-6549
e-mail：be-kobo@nifty.com

建築にかかわるすべての人・環境から導かれる、自然かつ自立した形式を丁寧にコツコツと築くことを心がけています。

所 属：衛藤建築設計室
連絡先：〒733-0871 広島市西区高須2-1-34-302 TEL：082-961-5241
e-mail：info@eto-arch.com

住まいへの溢れる思いを、対話を重ね、新たな発想で整理することが、私たちの役割であると考えています。

所 属：久良工務店
連絡先：〒740-0044 山口県岩国市通津1367-2 TEL：0827-38-2590
e-mail：nisukemaru@yahoo.co.jp

「地元の木を使う」「木組みで家を建てる」「既製品に頼らない」を信念として、木の家づくりに日々励んでいます。

■行政ニュース

- 2…… 賃貸共同住宅における工事監理ガイドラインの策定について
- 6…… しわ寄せ防止キャンペーン月間

■協会のうごき

- 8…… 月間行事
- 10…… 令和元年度日事連建築賞 受賞
- 11…… (一社)広島県建築士事務所協会第196回ゴルフコンペ

■お知らせ

- 13…… 年賀広告掲載のお願い
- 18…… 法定講習受講者募集中
- 20…… NPOテクノレジェンド宝の山 第7回建築学セミナー「日本の美・日本的空間の表現を考える」
- 22…… もうお使いですか？JAAF-MST2019
- 24…… 建築士事務所のBIMとIT活用実態にかかわる調査結果について
- 26…… 建築士事務所のための法律相談窓口が簡単に！
- 28…… 特別寄稿 健康経営について～働き方改革との両輪で～

- 35…… 会員動静
- 35…… 編集後記 安藤俊彦

■今月の表紙タイトルバック／日本の伝統色
恋染紅葉 こいそめもみじ
秋の野に華やぐきみは咲きまさり…残り陽に照る
紅葉の赤。心にしみ入るぬくもりのかたち。
(十日町織物工業協同組合策定きもの誕生色より)

建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、
社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一、誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一、健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産形成を図ります。
- 一、自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽くします。
- 一、設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一、互いに信頼を深め、連帯の精神を持って職務を全うします。

平成20年5月

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人 広島県建築士事務所協会

国住指第1897号

令和元年10月1日

各建築設計関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインの策定について

平成30年4月以降に判明した共同住宅に係る界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様となっている事案等の発覚を受けて、「共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、再発防止策等についてご検討いただき、令和元年8月2日にとりまとめを行っていただいたところです。

とりまとめにおいては、「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドラインの策定」が再発防止策の一つとして提言されております。

今般、上記提言を受け、賃貸共同住宅の工事監理を適正化するため、賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を策定いたしました。

本ガイドラインは、鉄筋コンクリート造等以外の賃貸共同住宅を対象に、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の3の3第1項及び同法第24条の8第1項の規定に基づく工事監理受託契約締結時の書面交付又は同法第24条の7の規定に基づく工事監理受託契約時の重要事項の説明について具体的な内容を例示するとともに、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添一第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、第一号「工事監理に関する標準業務」の表第（1）欄に掲げる「工事監理方針の説明等」の業務内容に示す建築主への説明の具体的な内容の例示及び同表（3）欄に掲げる「設計図書に照らした施工図等の検討及び報告」の業務内容欄に示す検討の具体的な方法を例示等するものであり、同表（4）欄に掲げる「工事と設計図書との照合及び確認」の確認対象工事に応じた合理的方法を例示した「工事監理ガイドライン」（平成21年9月策定）とあわせて活用されることを想定しています。

適正な工事監理を行うためには、本ガイドラインの内容を建築主及び建築士双方が理解のうえで、個別の工事に即して、工事監理の方法を合理的に決定することが重要と考えられます。

また、検討会のとりまとめにおいて、「工事監理者通報窓口の設置」について提言されたことから、（公社）日本建築士会連合会において工事監理者通報窓口が設置されました。

貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者及び建築士に周知していただきますようお願いいたします。

賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン

1. ガイドラインの目的及び位置づけ

このガイドラインは、鉄筋コンクリート造等以外の賃貸共同住宅が適切に施工されることに寄与するため、鉄筋コンクリート造等以外の賃貸共同住宅を対象に、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の3の3第1項及び同法第24条の8第1項の規定に基づく工事監理受託契約締結時の書面交付又は同法第24条の7の規定に基づく工事監理受託契約時の重要事項の説明について具体的な内容を例示するとともに、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）別添一第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、第一号「工事監理に関する標準業務」の表第（1）欄に掲げる「工事監理方針の説明等」の業務内容に示す建築主への説明の具体的な内容の例示及び同表（3）欄に掲げる「設計図書に照らした施工図等の検討及び報告」の業務内容欄に示す検討の具体的な方法を例示等することを目的とする。

2. 工事監理者の役割

工事監理者は、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、設計図書のとおり実施されているかいないかを確認し、実施されていない場合には工事施工者に対してその旨を指摘し、設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わない場合は建築主へ報告することとなっている。これらの業務を適正に行うことにより、工事監理者は設計者や工事施工者とともに、適法で安全・安心な建築物の実現を担保する役割を担っている。

このように、工事監理は建築士法に「その者の責任において」とされていることと、仮に工事監理者が属する組織の様々な指示に従うことを強いられることがあっても、工事監理に係る責任は最終的に資格者たる工事監理者が負うものであることを十分に自覚して業務に当たることが求められる。また、当該工事監理者が所属する建築士事務所についても、同様に責任を負うこととなることを十分に理解することが必要である。

3. 工事監理受託契約締結時の書面交付・重要事項説明及び「工事監理方針の説明等」に係る内容

（1）基本的な考え

工事監理受託契約締結時に交付する書面及び重要事項の説明に係る書面において記載すべき事項について法令に定めがあるが、その具体的な記載内容は（2）によることが考えられる。

また、「工事監理方針の説明等」は、工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明することとされているが、その具体的な説明内容は（3）によることが考えられる。

（2）工事監理受託契約時に交付する書面及び重要事項の説明に係る書面に關する具体的な内容の例示

工事監理受託契約時に重要事項の説明を行う内容及び交付を行う書面に記載する内容は、各項目に応じ下表によることが考えられる。

記載が必要な事項		記載内容例
書面	事項	
契約時 書面 /重要事項 説明	工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法（法第22条の3の3第1項第2号、法第24条の7第1項第2号）	・工事監理方針の説明等、設計図書の内容の把握等及び設計図書に照らした施工図等の検討及び報告に係る業務の実施の有無及びその方法 ・工事と設計図書との照合及び確認、工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等及び工事監理報告書の提出の方法 ・その他工事監理の実施に必要な業務の実施の有無及びその方法
	契約時 書面 /重要事項 説明	従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあってはその旨（法第22条の3の3第1項第3号、法第24条の7第1項第3号）
	契約時 書面 /重要事項 説明	報酬の額及び支払いの時期（法第22条の3の3第1項第4号、法第24条の7第1項第4号）
	契約時 書面 /重要事項 説明	契約の解除に関する事項（法第22条の3の3第1項第5号、法第24条の7第1項第5号）

項説明		
契約時 書面 /重要事 項説明	建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の 一級建築士事務所、二級建築士 事務所又は木造建築士事務所 の別(規則第17条の38第1号、 規則第22条の2の2)	左欄の事項のとおり
契約時 書面 /重要事 項説明	建築士事務所の開設者の氏名 (規則第17条の38第2号、規 則第22条の2の2)	左欄の事項のとおり
契約時 書面 /重要事 項説明	契約の対象となる建築物の概 要(規則第17条の38第3号、 規則第22条の2の2)	建築予定地、主要用途、工事種別、規模 等
契約時 書面 /重要事 項説明	業務に従事することとなる建 築士の登録番号(規則第17条 の38第4号、規則第22条の2 の2)	左欄の事項のとおり
契約時 書面	一部を委託する場合にあって は、当該委託に係る工事監理の 概要並びに受託者の氏名又は 名称及び当該受託者に係る建 築士事務所の名称及び所在地 (規則第17条の38第6号、規 則第22条の2の2)	・委託する業務の内容 ・その他、左欄の事項のとおり
契約時 書面	実施の期間(規則第17条の38 第7号)	左欄の事項のとおり

(3) 工事監理方針の説明等の具体的な内容の例示
工事監理に関する業務として工事監理方針の説明等の業務を行う場合の具
体的な説明事項及び当該事項に係る内容は、以下にすることが考えられる。

説明事項例	説明内容例
工事監理体制	・従事する建築士の所属(工事監理業務への専従の別を含む) ・工事監理履行補助者を配置する場合は、当該補助者の所属、 保有資格及び役割

工事監理方針	・設計図書の内容の把握等及び設計図書に照らした施工図等の 検討及び報告に係る業務の実施の有無及びその方法 ・立会い確認の頻度及び実施時期 ・工場で組立て済みのパネルの使用の有無及び使用する場合は 当該パネルと設計図書との照合方法
--------	--

(4) 建築主への説明記録の整備

工事監理受託契約時に交付された書面、重要事項説明に係る書面及び工事
監理方針の説明を行った場合の当該説明に係る書類については、建築士法第
20条第3項の規定による報告書の参考資料として整備する。

4. 「設計図書に照らした施工図等の検討」の方法

(1) 基本的な考え

設計図書に照らした施工図等の検討は、設計図書の定めにより、工事施工
者が作成し、提出する施工図(躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見
本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主
に報告するとともに、設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出す
る工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門
工事業者を含む。)及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかにつ
いて検討し、建築主に報告することとされているが、その具体的な方法等は
(2) によって考えられる。

(2) 具体的な方法等の例示

工事監理者は、設計図書の定めにより施工図等の検討を行う場合、以下の
いずれかの方法又は併用することにより施工図、製作見本、見本施工、工事
材料(見本を含む)、設備機器(見本を含む)等(以下「施工図等」という。)
の検討を行う。

- ① 設計図書と施工図等とを直接照合する方法
- ② 工事監理者以外の建築士等が設計図書と施工図等とを直接照合した結果
を、工事監理者が確認する方法
- ③ 施工図等が設計図書と自動的に整合が確保されるシステムが構築されて
いることを工事監理者が確認する方法

(3) 留意事項

次に掲げる事項に留意すること。

- ・ 一定程度規格化された賃貸共同住宅において工事施工者が対象建築物にか

かわらず共通使用する仕様書（個別の賃貸共同住宅の設計図書に含まれるものを除く。）、施工マニュアル等の図書等は本ガイドラインで扱う施工図に含まれるものとする。

- ・ 一定程度規格化された賃貸共同住宅において、当該規格化されていない部分がある場合には、設計図書に照らした施工図の検討を行う必要性を設計図書に定めることが適切であると考えられる。

（４）建築主への報告記録の整備

工事監理者は、「設計図書に照らした施工図等の検討」を実施した場合、その実施方法及び実施結果を建築主に報告するとともに、その結果を記録し、建築士法第 20 条第 3 項の規定による報告書の参考資料として、「工事と設計図書との照合及び確認」として整備する。

５．「工事と設計図書との照合及び確認」に係る補足

工事監理ガイドライン（平成 21 年 9 月 1 日国土交通省住宅局建築指導課）の「４．確認項目及び確認方法の例示一覧」「（２）留意事項」の「③具体的な確認方法欄」について、工事監理の対象が賃貸共同住宅である場合には、以下のとおりとする。

「③「具体的な確認方法」欄

複数の確認方法が併記されている場合には、これらの確認方法のいずれか一つ又は複数の方法の組み合わせにより確認を行うこと。なお、何れの方法を採用するかについては、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性に応じて、工事監理者が合理的であると判断した方法を選択すること。

なお、材料の確認において、工場で組み立て済みのパネルを確認する場合、目視による立会い確認等だけではなく、工場による検査記録や工場が発行する規格証明書などにより、パネル内部の構成が設計図書のとおりであるかの書類確認を行うことが合理的であると考えられる。

また、賃貸共同住宅については、建築基準法における防火・遮音関連規定への適合について、最近の施工不良事例に鑑み、界壁、外壁及び天井等に特に注意して確認を行うこと。」

11月は「しわ寄せ防止 キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



 公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」が改正され（平成31年4月1日施行）、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
●親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
●過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
●納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、その影響を反映するよう協議すること。

**大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！**



<月 間 行 事>

- 令和元年10月1日～令和元年10月31日
- 10月2日 広島県消費生活課建築相談業務委員会
於：広島県生活センター 苗村住宅委員出席
 - 10月3日 青年話創会2019福島大会
於：クーラクーリアンテ サンパレス 村田理事・福山理事出席
 - 10月4日 第43回建築士事務所全国大会（福島大会）
於：とうほう・みんなの文化センター（福島県文化センター）衣笠会長他18名出席
（一社）広島県設備設計事務所協会協会設立50周年記念大会
於：リーガロイヤルホテル広島 安藤副会長出席
 - 10月8日 広島県木造住宅生産体制強化推進協議会 於：広島県庁 大木主任出席
ひろしま建築設計異業種交流会打ち合わせ
 - 10月9日 コクヨマーケティング(株) 書類整理術ワークショップ
於：コクヨマーケティング(株) 大木主任・長谷川職員出席
情報・編集委員会
 - 10月10日 自然災害から我が家を守るために～平成30年7月豪雨災害に学ぶ～講習会
於：RCC文化センター 49名出席
 - 10月12日 建築物耐震診断等評価委員会
第28回岸田文雄「新政治経済塾」
於：リーガロイヤルホテル広島 豊田政研会長・福山政研副会長・河原専務理事出席
 - 10月18日 三役会

- 10月24日 広島市住宅相談 於：広島市役所 立石指導委員長出席
マンションを中心とした改修工事における「ここが知りたい！」セミナー
第3回シーリング工事勉強会 於：建築サロン 24名出席
- 10月27日 「文化講演会」並びに「自由民主党広島政経文化懇談会」
於：リーガロイヤルホテル広島 豊田政研会長・梅田副会長・権随会計責任者出席
- 10月29日 日事連青年ワーキンググループ 村田理事出席
- 10月30日 国土交通省中国地方整備局との意見交換会
於：建築サロン 中国地方整備局3名・協会10名出席

＜今後の行事予定＞

- 11月8日 三役会・地域理事会 於：ビューポートくれ
- 11月12日 管理建築士講習
- 11月19日 設計図書の電子的作成・保存の実務講習会
- 11月20日 圓光産業(株)工場見学会
- 11月22日 【ひろしま建築設計異業種交流会】スマホで集合！ボウリングへGO！
於：パークレーン
- 11月30日 （一社）広島県建築士事務所協会 ゴルフコンペ第197回及び忘年会
於：広島ゴルフ倶楽部鈴が峰コース
- 1月9日 新年互礼会 於：リーガロイヤルホテル広島

令和元年度日事連建築賞 受賞

正会員の向山徹建築設計事務所様と㈱竹中工務店広島一級建築士事務所様が、日事連建築賞を受賞され、10月4日に福島市で行われた第43回建築士事務所全国大会の式典において、表彰されました。あらためてお祝いを申し上げます。

日事連建築賞 小規模建築部門 優秀賞

「岩国のアトリエ」

向山徹建築設計事務所 向山徹氏



日事連建築賞 一般建築部門 奨励賞

「リマニット・モーター 藤田展示場」

㈱竹中工務店広島一級建築士事務所
小松幸雄氏、門谷和雄氏



(一社)広島県建築士事務所協会 ゴルフコンペ 第196回

(一社)広島県建築士事務所協会ゴルフコンペ 第196回が令和元年9月28日(土)にグリーンバードゴルフ倶楽部で開催され、今回は36名の方にご参加いただきました。

成績表は次のとおりです。令和最初の開催となった今回は折出和之さん(折出産業㈱)が優勝されました。また、ご参加いただいた皆様ありがとうございました。

次は11月30日(土)広島ゴルフ倶楽部鈴が峰コースにて開催し、終了後には忘年会も開催いたします。次回も多くの方々に、ご参加いただければと思います。初参加の方も大歓迎です。

ゴルフ部会長：衣笠 准一
幹事：梅田 一成

成 績 表

ネット 順位	氏 名	所 属	NET
1	折 出 和 之	折 出 産 業 (株)	72.0
2	竹 本 雄 治	(株) L I X I L	72.4
3	福 本 努	福 本 建 築 設 計	72.6
4	衣 笠 准 一	(株) 近 代 設 計 コ ン サ ル タ ン ト	73.6
5	守 下 康 弘	(株) ス ト ー ン オ フ ィ ス ・ モ リ シ タ	74.0
6	岩 崎 康 成	Y K K A P (株)	74.2
7	藤 岡 良 造	藤 岡 建 築 設 計 室	74.4
8	奥 山 光	日 本 ド ア ー チ ョ ッ ク 製 造 (株)	74.6
9	梅 田 一 成	梅 田 (株)	75.0
10	鈴 木 康 司	三 谷 セ キ サ ン (株)	75.4
11	中 藤 秀 夫	光 和 物 産 (株)	75.8
12	中 崎 隆 之	美 和 ロ ッ ク (株) 広 島 営 業 所	76.2
13	豊 田 隆 雄	(株) K 構 造 研 究 所	77.0
14	三 好 修 平	(株) 西 建 設 計 広 島 支 店	77.2
15	福 田 健 司	大 和 リ ー ス (株)	77.6
16	垣 原 義 尚	光 和 物 産 (株) 広 島 支 店	78.0
17	山 岡 崇 良	山 岡 建 築 設 計 工 房	78.2
18	高 橋 啓 之	(有) 高 橋 啓 之 設 計 事 務 所	78.2
19	井 上 英 樹	新 日 本 建 設 (株)	79.2
20	村 田 智 範	(株) 広 島 三 友	79.2
21	池 田 修 作	三 協 立 山 (株)	79.4
22	池 田 潤 平	(株) 東 建 ジ オ テ ッ ク	80.2
23	御 厨 三 鶴	(有) キ ヨ ウ ヤ マ	80.6
24	小 野 博 章	(株) 共 栄 店 舗	82.0
25	田 上 実	(株) 西 建 設 計 広 島 支 店	83.0
26	柴 崎 厚 美	大 旗 連 合 建 築 設 計 (株)	83.6
27	中 島 康 友	太 陽 工 業 (株)	83.6
28	藤 井 健 太	(株) ア マ ノ 広 島 支 店	85.0
29	三 宅 智 之	(株) 重 藤 組 広 島 支 店	87.0
30	松 原 巨 典	圓 光 産 業 (株)	87.2
31	権 随 繁 徳	(株) 広 栄 工 業 所	87.8
32	河 原 直 己	(一社) 広 島 県 建 築 士 事 務 所 協 会	88.0
33	石 川 祐 樹	太 陽 工 業 (株)	89.0
34	代 財 律 也	(株) ダ イ キ ア ク シ ス	91.0
35	藤 戸 元 樹	ジ ャ パ ン パ イ ル (株)	91.0
36	小 場 崇 史	大 和 リ ー ス (株)	98.0





参加者集合写真



優勝した折出さん（折出産業㈱）と衣笠部会長

年賀広告募集

令和元年11月

各位

一般社団法人 広島県建築士事務所協会
会長 衣笠 准一
情報・編集委員長 福山 雅也

年賀広告掲載のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の事業推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会が毎月発行しております月刊「建築士事務所協会」誌は、会員はもとより広島県内の建築関係各方面に広くお届けするもので、建築界の近況を紹介すると同時に、建築設計監理業者の情報誌として親しまれております。

毎年1月号で掲載しております年賀広告は、ご協賛いただきました数多くの方々からご好評を承り、予期以上の成果をおさめております。

つきましては、今回も別記要領にて年賀広告を募集いたします。

ぜひ年賀広告の掲載に、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

年 賀 広 告 募 集 要 項	▶規 格	A 4 版 約15頁（1マスあたり縦7.8cm×横5.4cm）	
	▶発 行	令和2年1月号（1月6日頃発行予定）	
	▶掲 載 原 稿	たて書き、よこ書き自由 枠内に収まるようにお願い致します	
	▶掲 載 料	3,300円（消費税含む） （なお、掲載料は申込みと同時に支払い込み下さい。 掲載後お支払いの場合は、その旨申込書にお書き添え下さい。）	
	▶支 払 方 法	銀行振込又は現金持参 振込先銀行：広島銀行 八丁堀支店 口座番号：普通預金 1019274 （一社）広島県建築士事務所協会	
	▶申 込 方 法	下記の申込書に各々記入の上、申込先へFAX又はEメールにてお送り下さい。 （なお、担当者名も必ずご記入下さるようお願いいたします。）	
	▶申 込 締 切	11月29日（金）まで（記載原稿添付のこと）	
	▶申 込 先	一般社団法人 広島県建築士事務所協会 広島市中区八丁堀5-23 オガワビル2F TEL(082)221-0600 FAX(082)221-8400 E-mail：info@h-aaa.jp	
*備 考	編集方法ならびに掲載順序についてはご一任願います。		

令 和 2 年 1 月 号 ・ 年 賀 広 告 掲 載 申 込 書	原 稿 記 入 欄	
		(事務所名称)
		(所在地) 〒 -
		(部署名) (担当者名)
		(電話) (FAX)
		(E-mail)
	☐ 図案例()を使用 ☐ 昨年と同様	(請求書) 要・不要 (支払い) 申込時・掲載後
	※特殊な図案の場合は、事務局までご相談下さい。	

〈例1〉

恭賀新年

輝かしい新春を迎え
謹んで皆様のご多幸を
お祈り申し上げます

令和2年 元旦



〈例2〉

迎春

令和2年 元旦



〈例3〉

迎春

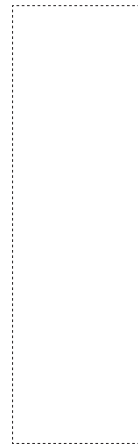
令和二年
元旦



〈例4〉

新春

令和二年元旦





美和ロック・HORIロック 広島地区代理店

梅田株式会社

〒733-0815 広島市西区己斐上4丁目31番2号
TEL 082-507-1191(代)・507-1189



露出型弾性固定柱脚工法

ISベース

<http://www.isbase.jp>

(財)日本建築センター評定／国土交通省大臣認定

 有限会社 キョウヤマ

本 社

広島市西区中広町2丁目14-21

TEL (082) 532-3067

松山営業所

愛媛県東温市則之内乙2575-7

TEL (070) 5513-0342

高松営業所

香川県高松市瓦町1丁目9-20

TEL (087) 842-1668

エレベーター・リフト・身障者用昇降機・テーブルリフター・昇降機設備



日本エレベーター協会会員

大成リフト製造株式会社

本社／広島市南区上東雲町19番2号 TEL (082) 284-0331(代)

FAX (082) 284-0370

株式
会社

ティーエス ハマモト



大規模修繕工事

調査 診断 設計 施工

ISO 9001：2008認証取得

〒731-0135 広島市安佐南区長束4丁目16番2号

TEL (082) 238-1511 FAX (082) 238-1513

法定講習受講者募集中

管理建築士講習

建築士事務所の管理建築士となるためには、建築士として3年以上の設計・工事監理その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、管理建築士講習（法定講習）を受講し終了することが必要になります。新規に建築士事務所登録をされる方は、登録申請の時点で、管理建築士講習の修了証が必要となります。

講習日	会場コード	講習会場	定員	残席数	申込〆切日
令和2年 2月26日（火）	6D-04	広島県建築士事務所協会 建築サロン	25	25	令和2年 1月31日（金）

※残席数は10月8日現在です。定員に達している場合もありますので、最新の残席数は事務局までお問い合わせください。
※定員に達した場合は〆切前でも受付を終了いたしますので、ご了承ください。

◆受講手数料◆

16,200円（消費税・テキスト代込）

（一社）広島県建築士事務所協会

◆申込方法◆

所定の申込書を（一社）広島県建築士事務所協会へ郵送又は持参

◆受講資格◆

原則として、建築士事務所に所属する建築士として3年以上、次の業務（建築士法施行規則第20条の4第1項に規定する業務）に従事した者であること。

- ①建築物の設計に関する業務
- ②建築物の工事監理に関する業務
- ③建築工事契約に関する事務に関する業務
- ④建築工事の指導監督に関する業務
- ⑤建築物に関する調査または鑑定に関する業務
- ⑥建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理に関する業務

※建築物の施工管理（施工図の作成や安全管理等を含む。）は受講資格の対象業務としては認められません。

このような場合はお早目の受講をお勧めいたします！

- 近い将来、建築士事務所の開設を考えている
- 現任者の定年退職前に管理建築士を変更し、引き継ぎをスムーズに進めたい
- 急な退職・異動等に備え、後任候補の人材を確保しておきたい

※ 建築士法第24条第1項において、「建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所ごとに、それぞれ当該一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士を置かなければならない」と規定されています。

現任の管理建築士が退職・死亡等で不在となった場合はその時点で建築士事務所登録要件を満たさないこととなり、事務所を廃止しなければならず業務を引き続き行うことが出来なくなってしまいますので、ご注意ください。

建築士定期講習

令和元年度の建築士事務所協会担当分は9月26日開催分をもちまして全て終了いたしました。

10月以降は（公社）広島県建築士会が担当しています。日程や申込等のお問い合わせは建築士会へお願いいたします。

（公社）広島県建築士会 TEL：082-244-6830

透明性の高いグラスファイバー製 不燃シートを採用!

国土交通大臣認定 NM-0895

透光率は
90%

既設建物にも対応

詳しくはホームページで

三和シャッター

検索



- ガラス製のたれ壁とは異なり、地震などによるひび割れ、落下した際のガラス飛散の心配がいらぬ。
- 中棧や下枠が無いので、見通しが良くスッキリとした意匠。
- 壁面に下地が不要で、取り付けも片側からの作業が可能なので、設置コストを低減。

防煙たれ壁『サンスモーク』

防煙シート テンションタイプ BTS

三和グループ 三和シャッター工業株式会社 082-297-3014

システムを売る建材の専門商社



広島支店
広島県安芸郡坂町北新地4丁目2番30号
東部流通団地
Tel(082)885-3411 Fax (082)885-3400
本社/尾道 支店/尾道・福山
営業所/松山・三原・岡山・山陰・備北
山口・鳥取・東京

建設資材の総合販売及施工

- 杭地業: PHCパイル(日本ヒューム・ジャパンパイル・日本コンクリート工業)
工法(HiFB・ハイパーメガ・ハイパーストレート・EAZET・アットコラム):
場所杭: 杭引抜き
- 地盤改良: 柱状改良(テノコラム)・表層改良(エルマッド)・砕石パイル
- 地質調査: ボーリング・サウンディング試験
- 外壁工事: ALC(旭化成)・押出成型セメント板(ノザウ・神島化学工業)
サイディング(ケイミュー・ニチハ)
- 住設工事: ユニットバス・システムキッチン・洗面化粧台(LIXIL・TOTO・タカラ・パナソニック他)
介護用ユニットバス(積水ホームテクノ・大和重工・パナソニック)
- その他工事: 住金システム建築・大断面構造・屋根工事・太陽光発電
什器備品・木製建具・エレベーター
- 外構工事: 膜屋根・アルミハニカムパネル・雨水流出抑制・防災関連製品
ストリートファニチャー・フェンス・門扉・シェルター・自転車置場・インターロッキング

BX
文化シャッター

文化シャッターが
検査・報告
いたします!!!

2018年度は
広島県
の検査報告受付が始まります。

防火設備検査員

防火設備の 定期検査・報告は 文化シャッターにお任せください!!!

文化シャッター株式会社 ホームページ <http://www.bunka-s.co.jp/>
本社 〒113-8535 東京都文京区西片1丁目17-3 tel: 03-5844-7111
中四国支店 〒734-0013 広島県広島市南区出島2-4-49 tel: 082-256-6700

矢作建設グループには全国で4000件以上の耐震補強実績があります。



ビタコラム



セスレット



制震ビタコラム

- 建物を使用しながら工事が可能
- 高層建築物に対応
- 眺望・採光を確保

矢作建設工業株式会社
www.yahagi.co.jp

広島支店 〒732-0052 広島市東区光町1-9-28 第一寺岡ビル7階
TEL:082-264-6680 FAX:082-264-6683



ピタコラム工法

日本の美・日本的空間の表現を考える

—国宝「投入堂」・登録有形文化財「倉吉市役所」を例として—



■日 時

令和元年 12月7日(土)
14:00~17:00
(13:30 受付開始)

■開催場所

広島県立総合体育館 中会議室
広島市中区基町 4-1
Tel: 082-249-1251



■講 師

生田 昭夫氏(堂計画室代表)

■プログラム

第1部 基調講演:「日本の美・日本的空間の表現を考える」

- ① 日本一危ない国宝鑑賞と言われる投入堂とは
- ② 倉吉市庁舎にみる丹下健三のモダンと

日本的空間の表現

- ③ 倉吉市庁舎建設の記憶をたどる DVD

第2部 討 論:「建築技術者の夢ある未来のために」

■申し込み等

定員100名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

※次頁の申込書に必要事項を記入の上、
fax 又は e-mail でお申し込みください。

■参加費(資料代など)

1,000円(ただし、学生は無料) ※受講料は、当日に受付でお支払いください。

■後援

公益社団法人広島県建築士会、一般社団法人広島県建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会中国支部

■共催

稲門建築会中国支部

■問い合わせ先: NPOテクノレジェンド宝の山事務局

Tel&fax 082-942-1911 e-mail: titakaranoyama@gmail.com

1948年 倉吉市生まれ

東京学芸大学卒業

早稲田大学理工学部

産業技術専修学校建築科卒業

主な仕事

こぶし館 鳥取市・鳥取県建築文化賞

大塚自治公団館・倉吉市・鳥取県建築文化賞

鳥取県立 由良育英高等学校

90周年記念碑(北栄町)

集佛庵(倉吉市)

三徳山正善院修復工事(三朝町)

主な著書

地方都市・米子

鳥取建築ノート

国宝三徳山投入堂 解けた謎。深まる謎。

倉吉市役所建設の記憶をたどる・DVD 共。

— 参加申込書 —

Fax : 082-942-1911

E-mail : tltakaranoyama@gmail.com

NPOテクノレジェンド宝の山事務局 行

NPOテクノレジェンド宝の山 第7回建築学セミナー 「日本の美・日本的空間の表現を考える」

【申込者氏名】 フリガナ _____	【連絡先】 メールアドレス : _____ TEL : _____ FAX : _____
【住所】 〒 _____ _____	
ご職業 社会人 (☐ 建築系 ☐ 建築系以外) ☐ 大学生 ☐ 高校生 ☐ その他 ()	
※CPD制度にご参加の方はCPD登録番号をご記入ください。	
建築士番号 _____ 級 _____ 号、施工管理技士番号 _____ 号 CPD番号 340000 _____	
受講申込確認の送付方法にチェックをお願いします。 ☐ メール ☐ FAX	
生田昭夫氏への質問・メッセージなど	

※ご記入いただいた個人情報は、「NPOテクノレジェンド宝の山」主催の講演会等の案内、資料送付以外には使用しません。個人情報については、当NPOが責任をもって管理いたします。

主催：NPOテクノレジェンド宝の山 問い合わせ先：NPOテクノレジェンド宝の山事務局 〒733-0011 広島市西区楠木町一丁目 11-17-614 TEL&fax 082-942-1911 e-mail : tltakaranoyama@gmail.com

平成31年改正
業務報酬基準
(告示第98号)対応

建築士事務所のマネージメント支援ツール

JAAF-MST 2019

もうお使いですか？

[ジャーフ・マスト2019]

ー 小規模建築物にもつかえる 見積書から契約書類までの一貫作成ソフト ー

ジャーフ・マスト

日事連が2013年度より提供している建築士事務所のマネージメント支援ツール「JAAF-MST」は、適宜バージョンアップされています。

当事務所協会の会員の皆様は、バージョンアップ版も無償で利用できます。

是非本ソフトを導入いただき、日頃の業務にご活用下さい。

会員は無料

解除キー等の詳細は
当協会HPをご覧ください

- JAAF-MSTは、エクセルで作成された「業務報酬算定」と「プロジェクト(物件)管理」を軸にした、建築士事務所の業務管理に役立つ統合ツールです。
- データベース思想で開発され、原則、同一内容の再入力を不要とし省力化を図っています。
- 2019年版は、大幅に改正された新しい業務報酬基準(告示第98号)に対応し、使い勝手も見直した新しい業務報酬算定システム(RESA5)が最大の改良点です。

これは
便利だ！

主な機能

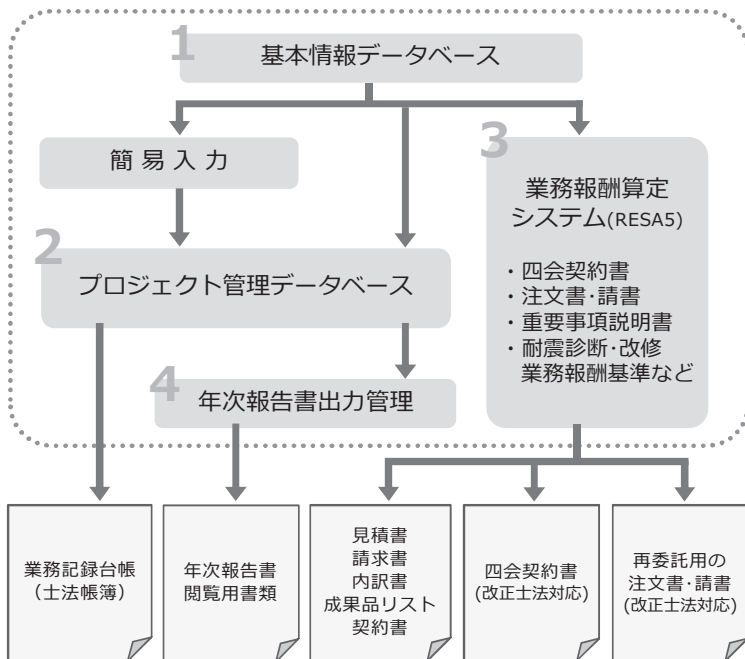
1. プロジェクト(物件)管理
2. 業務台帳(士法の帳簿)の印刷
3. 業務報酬算定システム
4. 重要事項説明書の印刷
5. 年次報告書・閲覧用書類の印刷

告示第98号対応の算定システムの主な機能(★は新機能)

1. 一部の業務のみを行う場合の略算法を導入★
2. 拡大された難易度による補正の算定法を導入★
3. 複合用途の建築物に対応した算定法を導入★
4. 実面積に対応した業務量(人・時間数)算定
5. 複雑になった人時間数算定の経過を表として出力可能★



▲ JAAF-MST2019のスタート画面



今まで、それぞれ別個に作成していた書式類。それらをデータベースで一元管理し、スマートに手間を省いて作成できます。

詳しくはWEBで…

JAAF-MST

検索

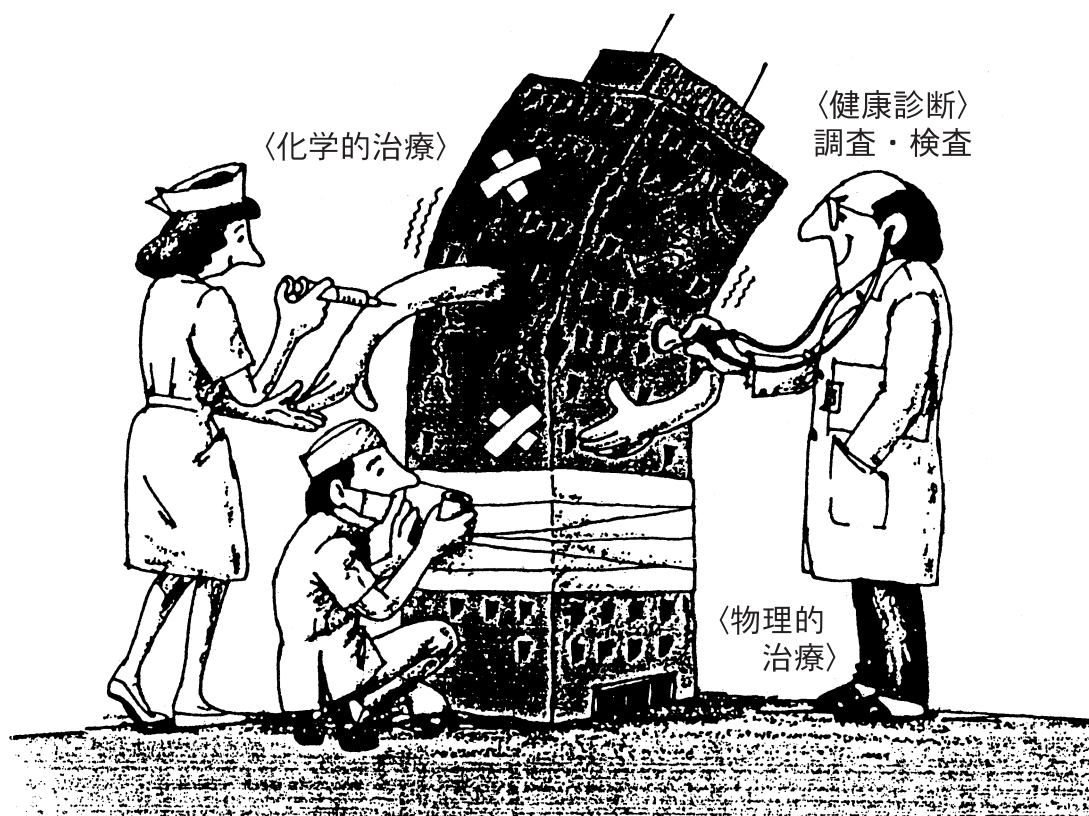
JAAF-MSTの
バージョンアップ
について

会員は、最新の「2019年版(JAAF-MST2019)」も無償で利用できます。2013年版～2016年版をすでにお使いの方は、入力済みデータを継承・活用したり、ファイルを最新の状態にしたりする場合、更新する必要があります。詳しくはJAAF-MSTのダウンロードサイトの「バージョンアップ時の方法」をご覧ください。

なお、JAAF-MST2019を利用する際にも、ユーザIDと解除キーが必要です。2013年版～2016年版とは異なります。ユーザIDと解除キーは当協会にメールでお問い合わせください。
(一社)広島県建築士事務所協会 E-mail: info@h-aaa.jp

傷んだコンクリートをリフレッシュ
すぐれた技術・抜群の実績

リフリート工法



建物の調査と改修工事のご相談は
□ リフリート工業会 □

中国支部事務局 (082) 261-7191
(太平洋マテリアル(株) 中四国支社 広島営業部内)

<http://www.refrete.com>

(株) 愛 晃 ☎ 082-262-3110

三 共 化 学 工 業 (株) ☎ 082-295-8600

ア マ ノ 企 業 (株) ☎ 0849-33-4704

(株) サ ン ゼ オ ン ☎ 082-291-1631

(株)カシワバラ・コーポレーション ☎ 0827-22-1266

(株) テ ク シ ー ド ☎ 082-516-1070

(株) カ ネ キ ☎ 082-277-2371

東興ジオテック(株)広島支店 ☎ 082-497-4777

小 島 建 興 (株) ☎ 082-272-3773

宮 本 塗 装 工 業 (株) ☎ 082-238-3511

(株)コンステック広島支店 ☎ 082-236-6333

建築士事務所の BIM と IT 活用実態にかかわる調査結果について

2019 年 9 月

(一社) 日本建築士事務所協会連合会
BIM と情報環境ワーキンググループ

2018 年に活動を開始した日事連の「BIM と情報環境ワーキンググループ」では、これまで BIM を設計プロセス・建築士事務所運営にいかにか効果的に導入するかなどについて、必要な普及活動、研修や講習について議論を重ねてきました。その活動の中で、実際に建築士事務所協会の会員事務所が BIM をどのように認識し、どの程度活用してきているかを調査する必要があると判断し、アンケートを実施しました。

その結果、全国の建築士事務所協会の会員事務所から 995 件の有効な回答を頂きました。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

結果概要として、以下の通りご報告いたします。

結果概要

- BIM 導入状況についての設問では、全体の BIM 導入割合は「導入済みで活用中 (17.1%) 」と「導入済みだが未活用 (12.9%) 」を合わせて 30.0% でした (図 1) 。事務所の形態としては、総合設計事務所が BIM 導入済みの割合が高くなっています。

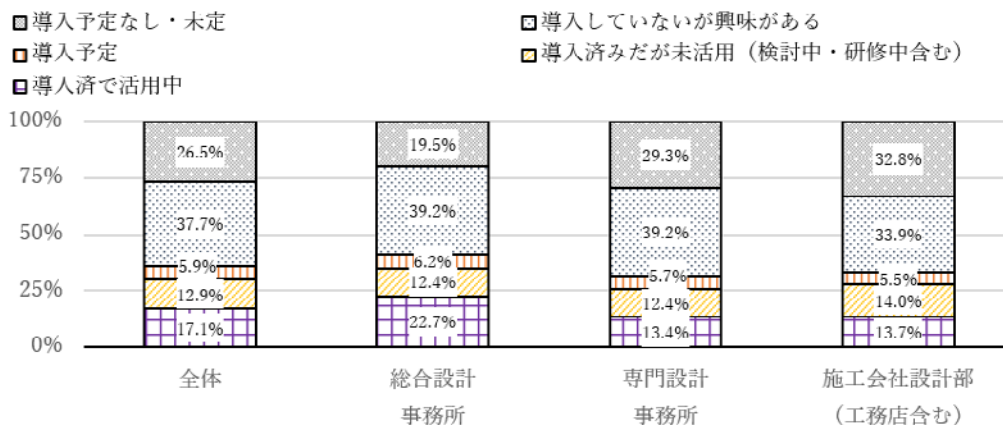


図 1 : BIM の導入・活用状況について (全体・事務所形態別)

- 事務所の総職員数別では、総職員数 10 人以上の事務所では導入済みの割合が高く、総職員数が多いほど BIM を導入している傾向が読み取れます (図 2) 。

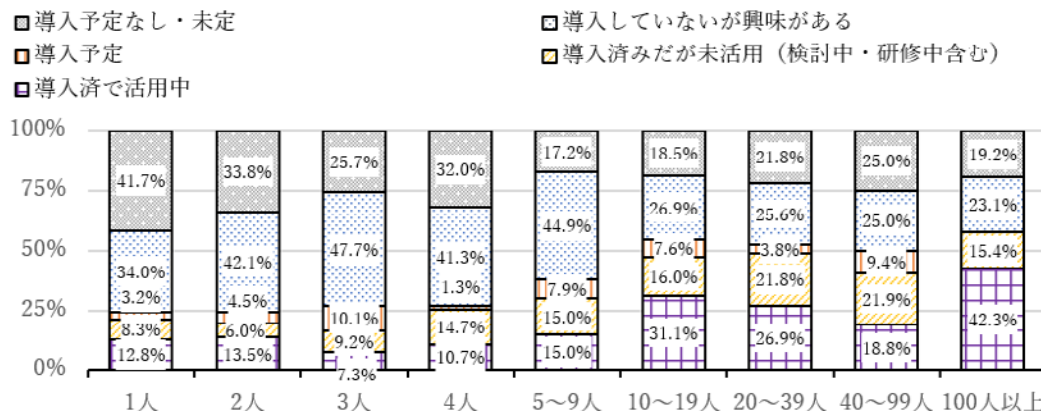


図 2 : BIM の導入・活用状況について (総職員数別)

- 導入している BIM ソフトウェアについては、「ArchiCAD」が 43.0%と最も高く、次いで「Revit」が 33.2%となり、この 2 製品の割合が高くなりました（図 3）。

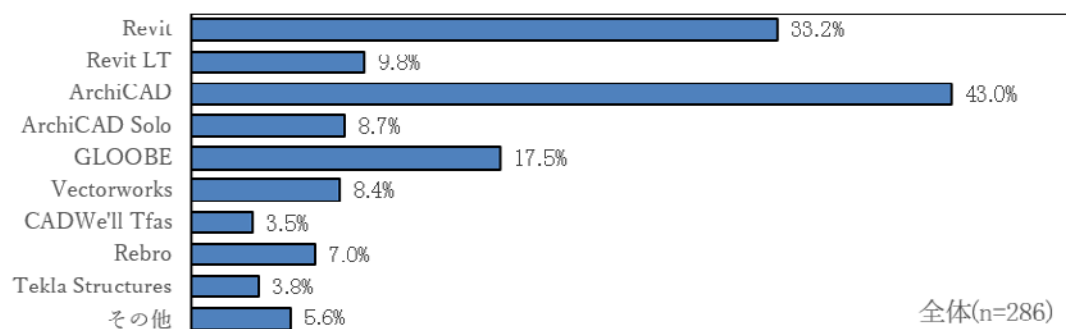


図 3 : 導入(予定含む)している BIM ソフトウェアについて(複数選択可の設問)

- BIM 導入を検討する状況としては、「発注者が BIM を要求してきたとき」が 58.8%で最も高い数値を示していました。
- BIM の学習方法や研修方法としては「セミナーへの参加」が 54.5%で唯一過半数となっております。次いで「0JT(現場で実務を通じての業務習得)」の 40.6%となっており、「実際に物件での作業が一番覚える」といった意見も見られました。
- BIM を導入・活用する上で国や自治体からの支援の要望としては、補助金の支給、ガイドラインや基準類の整備が過半となりました。
- BIM を導入・適用したことによる効果について、56.9%の事務所が「効果があった」と回答しました。
- 自由解答欄のなかでは、「作図の大幅な時間短縮が図ることができる」、「積算での利用に効果あり」、「導入のタイミングとして発注者から BIM を要望されるのがきっかけとなった」といった、効果や BIM の必要性を感じるという意見がある一方で、「コストが高い」、「BIM ガイドラインが必要」などの導入・活用へのハードルを高く感じている意見が見られました。

今後は、BIM の導入が建築士事務所経営にどう寄与したかを含め、さらなる調査分析を継続し、BIM の適切な普及に取り組みたいと考えております。ご意見ご要望があればぜひお寄せください。

以上、日事連ホームページより

詳細内容については、（一社）日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載の資料をご覧ください。

（一社）日本建築士事務所協会連合会ホームページ <http://www.njr.or.jp/>

「建築士事務所のための法律相談窓口」が簡単に！

相談したい方は、直接、委託法律事務所へ電話してください。

※ これまでは、事務局経由で委託法律事務所へ連絡調整していました。

建築士事務所のための法律相談窓口

建築設計・監理業務の法律関係のことでお困りの方、
当協会の委託法律事務所が無料で相談に応じます。

- ※ 協会正会員に限ります。
- ※ 面談による相談です。（原則、電話による相談はできません）
- ※ 面談場所は、委託法律事務所内（広島市、尾道市、三次市）です。
- ※ 相談に限り無料です。
解決に向けて事件の受任を依頼する場合などは有料です。
- ※ 委託法律事務所と利害関係のある案件を除きます。



まずは、気軽に法律事務所へご一報を！

《連絡先》

弁護士法人広島みらい法律事務所
（協会委託法律事務所）

電話 082-511-7772 受付時間 9:00～18:00（平日）



※ 電話の際、「当協会の法律相談」である旨、「当協会会員」である旨をお伝えください。

※ 相談については法律事務所限りとしています。

相談者名や相談内容の詳細については、法律事務所から当協会への報告はありません。

※ 相談者から当協会への連絡の必要はありません。

〈営業品目〉

杭打工事・サッシ工事・ALC工事／合板・新建材・住宅機器
合成樹脂原料・樹脂製品／IBM OA機器・システム開発
建設資材の総合商社

光和物産株式会社

広島支店／〒733-0001 広島市西区大芝2丁目10番23号
TEL (082) 230-1855(代) FAX (082) 230-1866

NEW

ダウンライト 3兄弟

選べる3タイプの調光スタイル

楽調
ブルス色温度調整タイプ
ダウンライト
らくちょう

ブルススイッチで昼白色(5000K)と電球色(2700K)を切替え可能。
明るさは、100%～1%の範囲で自在に調節できます。

色温度切替・調光イメージ

明るさの調節に
グリップ

100% 点灯時 2700K
70% 点灯時 2600K
20% 点灯時 2300K
1% 点灯時 2000K

明るさの調節に
グリップ

5000K 昼白色
2700K 電球色
(スイッチで切替)

パチッ

温調
白熱灯調光タイプ
ダウンライト
おんちよう

調光して明るさを落としていくと、よりあたたかい色の光に変化します。
明るさは、100%～1%の範囲で自在に調節できます。

色温度・明るさ調節イメージ

明るさの調節に
グリップ

100% 点灯時 2700K
70% 点灯時 2600K
20% 点灯時 2300K
1% 点灯時 2000K

明るさの調節に
グリップ

5000K 昼白色
2700K 電球色
(スイッチで切替)

パチッ

段調
ブルス色温度調整タイプ
ダウンライト
だんちよう

ブルススイッチで明るさを100%・70%・1%に切替えられ、調光器がなくても手軽に室内の雰囲気を変えられます。省エネにもおすすめの器具です。

段調光イメージ

明るさの調節に
グリップ

100% 点灯時 2700K
70% 点灯時 2600K
20% 点灯時 2300K
1% 点灯時 2000K

明るさの調節に
グリップ

5000K 昼白色
2700K 電球色
(スイッチで切替)

パチッ

大光電機株式会社
中四国支店/Tel.(082)247-6711 Fax.(082)249-5472 〒730-0811 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル8F
http://www.lighting-daiko.co.jp

エスケー化研の製品は建築物の資産価値向上に貢献します



耐火塗料
SKタイカコート



不燃断熱材
セラミライトエコG



内装用汚染防止エマルジョン塗料
セラミフレッシュIN



水性厚膜型特殊合成樹脂系塗床材
SKスペシャルフローア



建築仕上材の総合メーカー

エスケー化研株式会社

エスケー化研ホームページ

www.sk-kaken.co.jp

TEL:082-943-5043 FAX:082-943-5036

広島支店：広島市佐伯区五日市港2-1-5

技術力を誇る建材総合商社

【営業品目】

- ・ A L C (ヘーベル)
- ・ 耐火被覆
- ・ 押出成形板 (メース)
- ・ 屋根・板金
- ・ 内装 (軽鉄・ボード)
- ・ スレート・サイディング

折出産業株式会社

〒734-0026 広島市南区仁保四丁目5番7号
TEL (082) 252-6840 FAX (082) 252-6878
E-mail info@oride-s.co.jp

特別寄稿

健康経営について～働き方改革との両輪で～

一般財団法人 広島県環境保健協会 健康科学センター

参事 加藤睦子（健康経営アドバイザー）

はじめに

私たち日本人の平均労働時間はOECD平均を下回りましたが、正社員については、労働時間年間 2000 時間のままほとんど変化していません。長時間労働が改善されず、労働生産性は 1970 年以降、先進 7 か国中最低のままで推移しています。

生産性が低い理由として、日本の労働が時間で管理されるため、早く仕事を片付けて短時間で成果を出しても、勤務時間内は職場にいないてはならない。能力が上がり、業務を効率化して短時間で業務をこなすことが可能でも、「決められた時間を満たすようにゆっくりと仕事を進める」ようになってしまうことが原因といわれています。

職場に長時間いることが賛美され、長時間労働に耐えていることを「頑張っている」と評価されれば、不条理・非効率・無駄な会議が多いなどと思っても、早く帰れず、会社が嫌いになり、会社員の会社への忠誠心を示す「従業員エンゲージメント」指数が日本は先進国中もっとも低く、3 人に 1 人が「会社に反感を持っている」という状況になっています。

本来、建築設計の仕事は、単純に勤務時間で成果を測れず、発想力が問われます。豊かな発想のためには、観察と知識が必要です。健康経営と働き方改革を一体で進め、健康な体と心を維持し、自然や先人の知恵から学ぶ時間を確保することが重要ではないでしょうか。

図 1 国別の Employee Engagement（社員親近感）比較（Gallip, 2011-2012 年）単位：%

国名	Engaged (会社が好き)	Not engaged (好きでも嫌いでもない)	Actively disengaged (会社が嫌い)
オーストラリア	24	60	16
ブラジル	27	62	12
中国	6	68	26
フランス	9	65	26
ドイツ	15	61	24
日本	7	69	24
米国	30	52	18
イギリス	17	57	26

出典：岡本純子「日本人は世界一、自分の会社を嫌っている」東洋経済オンライン

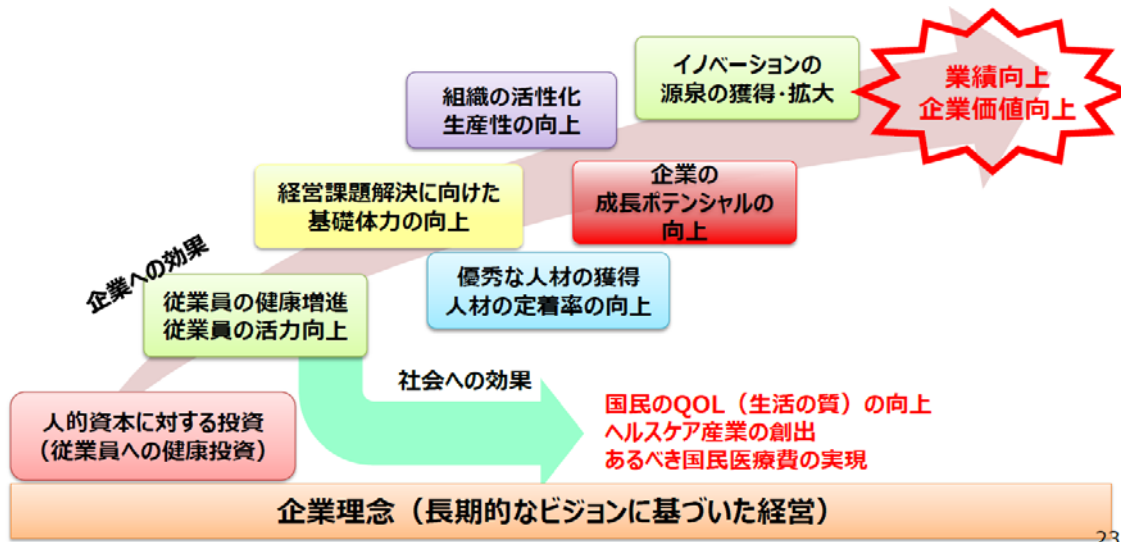
健康経営とは

「健康経営」は、「健康な従業員こそが収益性の高い会社をつくる」という考え方に端を発

した取組であり、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や組織としての価値向上へつながることが期待されます。

図2 健康経営・健康投資の意義イメージ



出典：平成29年3月経済産業省ヘルスケア産業課資料

人口減少社会での活力維持と持続的な成長のために

このまま少子高齢化が進めば、生産力、国力の低下が避けられないことが、国が働き方改革や健康経営を進める背景にあります。

日本の現状と課題

- 少子高齢化により、生産年齢（15～64 歳）人口は、人口の減少ペースを上回って減少し、生産性の低下が懸念される。
- 国民医療費は約 42.2 兆円と高止まりし、医科診療費の 1／4 程度を、糖尿病、高血圧性疾患、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病関連疾病による医療費が占めている。

国は、人口減少社会の中で社会の活力を維持し、持続的な成長を実現していくためには、「一億総活躍社会」「生涯現役」を前提とした経済社会システムの再構築が必要と認識

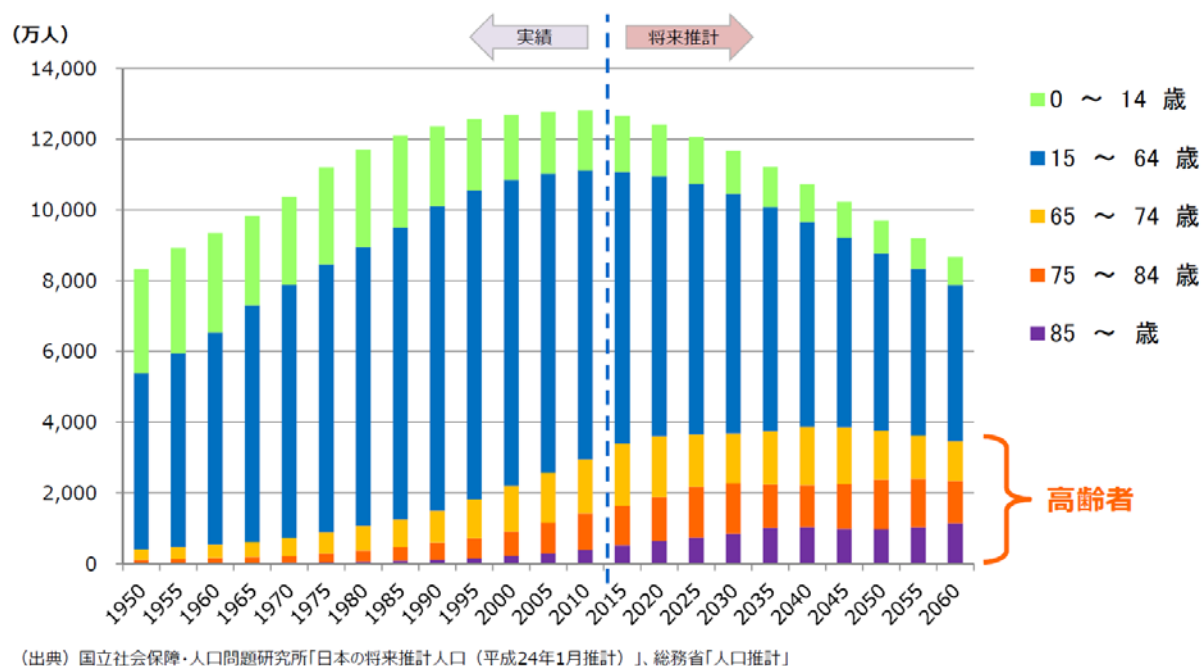
働き方改革で一億総活躍社会を実現

- | | |
|---|---------------|
| 3 | ・ 多様な働き手の労働参入 |
| 本 | ・ 出生率の上昇 |
| 柱 | ・ 労働生産性の向上 |

国民の健康寿命延伸で生涯現役を実現

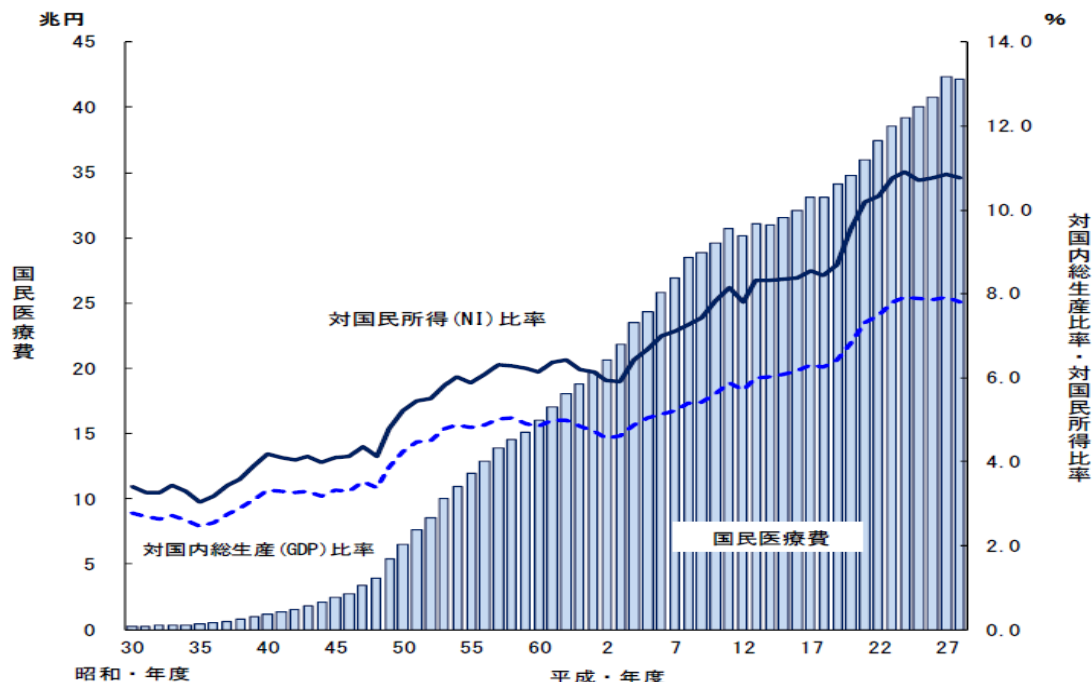
日本再興戦略、未来投資戦略の中で「国民の健康寿命の延伸」を掲げ、企業による健康経営への取り組みを促進

図3 高齢化の推移と将来推計



生産年齢人口のピーク 1995 年 8,716 万人、2018 年 7,545 万人、2065 年 4,529 万人

図4 国民医療費・対国内総生産・対国民所得比率の年次推移



出典：厚生労働省 平成 28 年度国民医療費の概況

健康と生産性の関係

三大疾病（「がん」「心臓の病気」「脳卒中・脳血管疾患」）の罹患歴は、男性が無職になる確率を 48～54% 高めるというデータがあり、中高年の男性が仕事を辞める大きなきっかけにな

っています。

時間や日数として表面化しやすいアブゼンティーイズム（欠勤など）に比べ、プレゼンティーイズム（出勤しているが、体調不良やメンタルヘルス不調などによってパフォーマンスが低下して生じる損失）による会社への労働損失のほうが、アブゼンティーイズムの3倍にもなるともいわれています。

また、メンタル不調による休職・退職者比率が高い企業は利益率が低くなる傾向にあることが報告されています。

健康経営のメリット

従業員の体調が良くなることで、モチベーションや集中力が向上し、業務効率などの生産性が向上するとともに、体調不良による遅刻や早退、欠勤、退職の減少、事故などの発生リスクも低下すると考えられます。

現在は、人手不足が進み、有効求人倍率も高くなっていますが、「健康経営が就職の決め手となるか？」という質問に対して、75%を超える学生が「重要な決め手となる」と回答しており、健康経営に取り組む企業は労働市場で評価されています。

また、健康への配慮は、企業に対する貢献意欲を高め、社員満足度の向上や社員定着化による離職率の改善に繋がり、採用や職員教育のコストも低減できます。

図4 健康経営のメリット

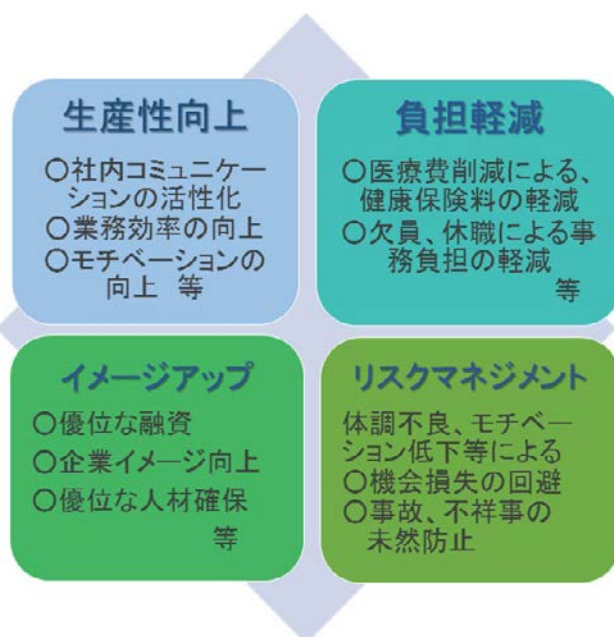


図5 健康経営と離職率

- 健康経営度が高い企業は離職率が低い傾向。

※ なお、離職率に関する設問は健康経営度調査の評価には含まれていない。



※離職率の全国平均は「厚生労働省 平成29 年雇用動向調査結果の概況」に基づく。(ただし健康経営度調査の回答範囲と異なる可能性がある)
※離職率=正社員における離職者数の設問/正社員数を各社ごと算出し、それぞれの企業群で平均値を算出

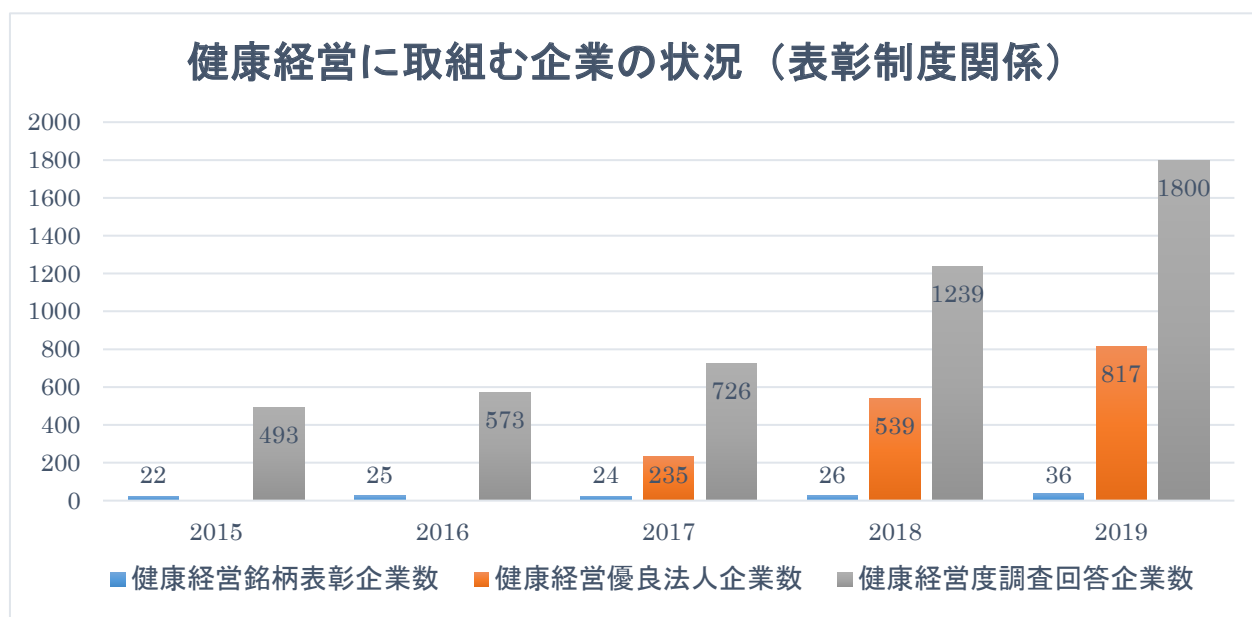
出典：経済産業省 経済産業政策局資料

健康経営に取り組む企業の状況

(1) 健康経営銘柄等の顕彰

優良な健康経営に取り組む法人を「見える化」し、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる企業」として社会的に評価を受けることができるよう、健康経営に積極的な企業を表彰し、健康経営を促す制度があります。「健康経営銘柄」（2015年公表開始）と、「健康優良法人」（2017年開始）で、いずれも、経済産業省が実施する健康経営への取組調査に基づく採点結果「健康経営度」を基準として選定されます。

図6 健康経営取組み企業



(2) 健康経営宣言（協会けんぽ広島支部）

協会けんぽは、事業主と連携して働く人とその家族を守るため「健康企業宣言」に取り組んでいます。広島支部の「ひろしま企業健康宣言」に参加した企業は、2018年の約250社から、1,134社（2019.6.24日現在）へと4.5倍に急増しています。

(3) 全国設計事務所健康保険組合「健康企業宣言」への参加

健保連東京連合会 銀の認定参加企業 14社

健康経営の具体的な取り組み

健康経営が、経営課題を従業員の健康度を向上させることにより解決する手法であることが、下記の事例を見ると理解いただけると思います。

事例1

従業員の機能測定と改善の実施による、転倒や腰痛等の労働災害の未然防止。

効果：50歳以上の転倒災害の減少と筋骨格系疾患の休業損失金額の減少

課 題	原 因	企業の取り組み（健康投資）
【事故・災害による損失】 転倒災害や腰痛・膝痛など 筋骨格系疾患が多発 高齢者の重大災害の発生	高齢化、生活習慣 病や運動習慣によ る体力の低下	・作業の安全遂行に必要な体力を定義 ・従業員の機能・体力を測定して見える化 ・食習慣や運動習慣への指導 ・職場復帰支援 ・筋骨格系疾患、転倒予防の体操の実施

事例2

プレゼンティズムの要因の第2位である不眠対策の実施（第1位は肩の凝り、首の痛み）

効果：睡眠や休息の取り方が原因でベストパフォーマンスを出せない日があると回答した社員が7割から3割へと減少

課 題	原 因	企業の取り組み（健康投資）
【職員の創造性の低下】 睡眠不足による社員のパ フォーマンスの低下	時間に縛られずにクリ エイティブな仕事をし たい人が多く、持ち帰 り残業をしている。	・睡眠セミナーの実施 ・一定以上の睡眠時間を確保した 従業員へのインセンティブ付与

事例3 設計事務所の例

業務中に体を動かす仕組みづくり（健康オフィス）

効果：頭痛、腰痛、肩こり改善運動器・感覚器の障害予防や改善

課 題	原 因	企業の取り組み（健康投資）
【職員の創造性の低下】 頭痛、肩こり、眼精疲労に よる社員のパフォーマンス の低下	長時間同じ姿勢や座り っぱなし、画面を注視 することによる血流障 害など	・立ち机の導入 ・バランスボール、バランスボード や青竹踏みの配付

今後に向けて

政府は、医療や年金などの社会保障制度の改革を今年秋から再始動し、予防医療や生活習慣病の早期治療の拡充（予防医療に積極的に取組む企業への補助金支給など）が検討される予定です。このような動きは、健康経営に取組む企業を後押しするものとなるでしょう。

また、人手不足は今後も進展して、採用や新人教育のコストは益々高くなっていくと推定され、人材確保の面からも、健康経営、働き方改革の重要性は高まっていくと思われます。

日本には約 358 万 6000 社（H28 総務省統計局 経済センサス）の企業がありますが、健康経営度調査に回答した企業や、健康宣言を行っている企業数は、約 3 万 2000 社とまだまだ少数派で、今から取り組みを行えば、社会的な評価を得ることも可能です。

健康経営や働き方改革を行うには労務関連と健康関連のデータを収集して分析して改善を行うなど、手間と費用は必要ですが、自社ができることであって、従業員が興味を持って参加してみようと思うことに、経営者が主体となって取組まれてははいかがでしょうか。

(正会員)

1. 登録申請者・事務所所在地変更

○一級建築士事務所協同組合建築設計団 S O U 間

新：〒731-0135 広島市安佐南区長束5-33-19

T E L 090-8066-5006 F A X 082-343-1007

旧：〒731-0037 広島市中区中町4-22

T E L 082-242-4022

1. 登録申請者・事務所名称変更

○島本総合建築設計(株)

新：島本総合建築設計(株) 代表取締役 島本 真吾

旧：島本建築設計室

1. 事務所名称変更

○ユーアイコーポレーション(株)二級建築士事務所

新：ユーアイコーポレーション(株)二級建築士事務所

旧：ユーアイコーポレーション(株)一級建築士事務所

1. 登録申請者変更

○(株)呉一住宅一級建築士事務所

新：代表取締役 秋山 真也

旧：代表取締役 原井 秀明

編 集 後 記

昼はまだまだ暑いですが、朝晩はひんやりとした爽やかな季節となりました。

スポーツの秋、広島カープのポストシーズン真っ盛りのはずでしたが・・・

そこで代わりにではありませんが、ラグビー日本代表がアイルランドを倒し快進撃を続けています。観ている方も痛くなるようなフォワードの肉弾戦、バックスのスピード、日の丸を背負った戦いに典型的な「俄かファン」として一喜一憂しています。

また、真上から見るスクラムなど映像手法の進化に驚かされます、設計手法もBIMへの流れが加速しており、私も日々の進化に遅れないようにしたいと思います。(こじつけでしょうか・・・)

安藤 俊彦

一般社団法人 広島県建築士事務所協会 情報・編集委員会

担当副会長 安藤 俊彦

担当事務 加納 秀一 委 員 山本 英広

委 員 長 福山 雅也 中崎 隆之(賛助会員)

副委員長 熊野 弘伸(賛助会員) 浅敷 重和(賛助会員)

委 員 藤本 誠二 日高 博之(賛助会員)

三好 明彦 事 務 局 河原 直己

増本 泰成 長谷川彩子

中本 宗史 大木 一郎

発行所 一般社団法人 広島県建築士事務所協会

〒730-0013 広島市中区八丁堀5番23号

T E L (082) 221-0600

F A X (082) 221-8400

ホームページアドレス <https://h-aaa.jp/>

Eメール info@h-aaa.jp

印刷所 株式会社インバルスコーポレーション

〒731-0141 広島市安佐南区相田1丁目16番27号

T E L (082) 878-6000

F A X (082) 872-1664

平成 27 年 6 月 25 日に施行された建築士法の一部を改正する法律（法律第 92 号）で「設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化【第 24 条の 9】」が規定されました。

【第 24 条の 9】建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

建築士事務所協会の会員の皆様へ

日事連・建築士事務所 賠償責任保険 (建築家賠償責任保険)

あなたの
事務所を
賠償事故から
守る



日事連・建築士事務所 賠償責任保険の特徴

- 日本国内での設計・監理業務のミスに起因する、
 - ・設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損
 - ・上記に起因する他人の身体の障害ならびに他人の財物の損壊→建築士事務所が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償
- (一社)日本建築士事務所協会連合会構成員のための制度。団体割引で加入可能
- 国内建築物の設計・監理業務を包括的にカバー →発注者から大きな信頼！
- 基本補償プランの支払限度額 5 千万円から 5 億円まで事務所の実態に合わせて選べる 5 タイプ！
- 保険料は経費として損金処理可能。お支払いは便利な自動口座引落し。

平成 26 年 4 月から補償が追加されました！

- (1) 情報漏えい事故補償 (日事連会員のみ)
- (2) 初期対応費用補償 (会員・非会員)
- (3) 訴訟対応費用補償 (会員・非会員)

安心をプラス

長年にわたるご要望にお応えして、オプションプランを追加できるようになりました！

- ①構造設計業務ミスによる「構造基準未達」時の賠償事故を補償
- ②建築基準法等における「法令基準未達」時の賠償事故を補償
- ③建物調査業務（耐震診断等）中の賠償事故を補償

※会員のみ加入可能。別途特約保険料が必要。

このご案内は建築家賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は建築家賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細はパンフレットに記載されている保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

資料請求、ご質問は下記にお申し付けください

日事連・賠償責任保険指定代理店

有限会社日事連サービス

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-9-4 東京 ST ビル 3F

TEL 03-3552-1077 FAX 03-3552-1066

E-mail: njs@nichijiren-service.com

担当：阿部・助川・松原

ホームページを開設しました！ <http://www.nichijiren-service.net/>

引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社



Stainless curtain wall

Order furniture



Order made kitchen



Order made kitchen



ステンレス加工と家具製作 そしてキッチン。



株式会社 松岡製作所

本社・ショールーム

東京ショールーム

広島市西区商工センター 8-9-33

TEL:082-277-2571 FAX:082-277-2789

東京都世田谷区奥沢 7-1-3-1F

TEL:03-5726-8622 FAX:03-5726-8623

<http://www.matsuoka-pro.com>

☎ 0120-477-473

“建設業界の発展”のために協同できること

私たち総合資格学院は、建設業界の振興を目的とし、様々なかたちで全国の建設系団体や地方自治体と協同させていただいております。

その活動は設計展の支援から、講演会の支援や当学院合格者の入会幹旋まで多岐にわたりますが、ここではその取り組みの一部をご紹介させていただきます。今後も、No.1スクールの自覚を持ち、この様な活動を通じて建設業界に貢献して参りますので、各種イベントや企画に関するサポート等については、お気軽に最寄りの当学院までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

大連理工大学 建築・芸術学院 他 × 総合資格学院

21世紀アジア地域に向けた新しい建築「伊東豊雄氏 講演会」

平成29年9月22日。大連理工大学建築・芸術学院、大連民族大学設計学院との共同で「21世紀アジアの地域に向けた新しい建築」と題したイベントが中国の大連で開催されました。このシンポジウムでは、当学院が長年にわたり活動を支援している伊東豊雄氏の基調講演をはじめ、中国の著名建築家や大学教授の方をゲストに迎えたクロストークなどが行われ、日中合同で実現した有意義なイベントは大きな反響と共に幕を閉じました。



(一社) 東京建築士会 × 総合資格学院

住宅課題賞2018 [建築系大学住宅課題優秀作品展]

東京建築士会の主催による設計展「住宅課題賞」は、建築を学ぶ学生のみなさんが、建築の基本である住宅の設計を通して建築への興味とその社会的意義の認識を深めるとともに、大学間、第一線の建築士との交流によって、建築教育の情報交換と向上を図る目的で開催されています。当学院が発行する本展記録集では、各校から選出された51作品すべてを各4ページで紹介。また、建築教育関係者の情報交換の場となるよう課題文を展示する、という設計展の趣旨を作品集においても踏襲し、作品紹介と一緒に課題文や指導教員のコメントも併せて掲載しています。



伊東豊雄氏×小堀哲夫氏 × 総合資格学院

若手業界人・建築学生向け 特別講演会

毎年恒例となっている、若手業界人と建築を学ぶ学生を対象とした講演会。平成30年は当学院が活動を支援する伊東氏と、当学院で学び一般建築士資格を取得した小堀氏がゲストとして登壇。これからの業界を担う方々にとって、とても有意義な講演会となりました。



金沢市 × 総合資格学院

歴史的空間再編コンペティション2018

歴史的空間再編コンペティションは、「学生のまち・金沢」「歴史都市・金沢」に全国の学生が集い、歴史的な空間との対話を通して、学び合い競い合うことで、歴史的空間のストックを見つめ直し、新しい価値が生まれる学びの場を創ることを目的で開催されています。



名古屋工業大学/光誠会 × 総合資格学院

第五回 鈴木楨次賞

同大学建築学科OB会の創立100周年を記念して創設された鈴木楨次賞。組織型設計において、特に若手設計者によって設計された、創造的で、かつ機能的、技術的にも卓越した建築作品と、その設計者を表彰することを目的として開催されています。



総合資格学院は1級建築士試験も2級建築士試験も「日本一」の合格実績！

2018年度 1級建築士 設計製図試験

広島県 合格者占有率

61.7%

広島県合格者 81名中／当学院当年度受講生 50名
(2018年12月20日現在)

2018年度 2級建築士 学科+設計製図試験

広島県 ストレート合格者占有率

46.8%

広島県ストレート合格者 94名中／当学院当年度受講生 44名
(2018年12月6日現在)

2018年度 2級建築士 設計製図試験

全国 当学院当年度受講生合格者数

2,179名

※全国合格者5,997名中、総合資格学院合格者2,179名・日建学院合格者2,137名・その他合格者1,681名
※出典: <http://www.ksknet.co.jp/nikken/index.aspx>
※前記、合格実績および合格者の内訳は2018年12月11日現在のものです。

●2018～2014年度 1級建築士設計製図試験 全国合格者合計18,464名中、当学院受講生10,427名 全国合格者占有率56.5% ※当学院のNo.1に関する表示は、公正取引委員会「No.1表示に関する実態調査報告書」に基づき掲載しております。 ※総合資格学院の合格実績には、模範試験のみの受験生、教材購入者、無料の役務提供者、過去受講生は一切含まれておりません。 ※全国/都道府県合格者数・都道府県ストレート合格者数は、(公財)建築技術教育普及センター発表に基づきます。 ※学科・製図ストレート合格者は、2級建築士学科試験に合格し、同年度の2級建築士設計製図試験にストレートで合格した方です。

広島県建築士会事務所協会会員様
会員特別割引あり!

TVCM 公開中! 詳しくは学院HPへ



総合資格学院

スクールサイト www.shikaku.co.jp Facebook「総合資格 校」で検索!
コーポレートサイト www.sogoshikaku.co.jp 総合資格 検索



広島校

広島県広島市中区中町7-35 和光中町ビル 4F
TEL.082-542-3811

福山校

広島県福山市三之丸町11-11 三の丸ビル 1F
TEL.084-991-3811

1級・2級 建築士

構造設計1級建築士
設備設計1級建築士

建築設備士

1級・2級
建築施工管理技士

1級・2級
土木施工管理技士

1級・2級
管工施工管理技士

宅地建物取引士

インテリア
コーディネーター

賃貸不動産
経営管理士